

## 国内製造部門での環境保全活動

### 化学物質の削減と管理

PRTR法※対象物質の使用量が多い薬剤から対象物質を全く含有しない物質への切り替えをほぼ終了し、さらに少量使用している物質においても、試験を進めて切り替えていきます。

※PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。

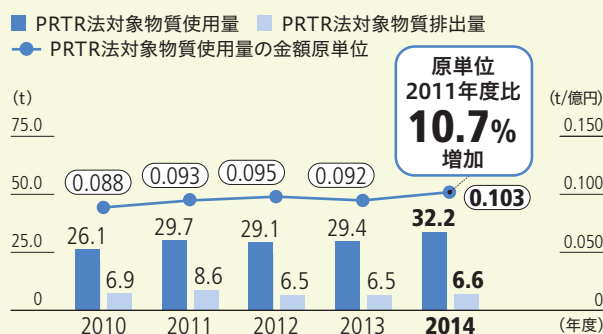
#### 化学物質の削減と管理

PRTR法対象物質を含有する化学物質の中で、比較的使用量が多いものから優先的に、PRTR法対象物質を全く含有しないものに切り替えましたが、PRTR法対象物質の使用量原単位は、「2011年度比97.0%以下」とした目標に対して、実績は「110.7%」と目標を達成できませんでした。

これはPRTR法対象物質を使用するものの生産割合が増加したことによります。

今後も、PRTR法対象物質を含有する化学物質に対して、対象物質を全く含有しないものへの切り替えに向けた研究を進めていきます。

#### PRTR法対象物質の使用量・排出量と使用量原単位



注) PRTR法の届け出については、事業者は個別事業所ごとに化学物質の排出量・移動量を把握し、繊維産業においては都道府県経由で経済産業省に届け出ています。その集計期間は4月から翌年3月までと定められており、上記グラフの年度も、この集計期間に準じているためニッケの報告期間とは異なります。

#### PCB使用廃電気機器の適正管理

ニッケグループでは、国の全額出資によって設立された特殊会社「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」にPCB使用廃電気機器を処理登録しており、現在、処理順番を待っている状況です。処理が実施されるまでは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って、適正に保管しています。

また、数mg/kg～数十mg/kgのPCBが混入した微量

PCB汚染廃電気機器の問題については、製造年などから混入の可能性のある機器を特定し、絶縁油のPCB分析により汚染の有無を確認する作業を行っています。汚染が確認された機器は計画的に更新し、微量PCB汚染廃電気機器として適正に保管・処分します。

#### ダイオキシン類

ニッケグループでは、ダイオキシン類対策特別措置法で定められた特定施設は設置していません。